



申5号
8月7日

労働時間の適正な管理と「サンライズ瀬戸・出雲」の 車掌乗務体制の改善を求める申し入れを提出！

7月11日、東京車掌区が乗務する5031M「サンライズ瀬戸・出雲」において、車掌が公金の入った貸与品の札入れを車内に置き忘れた事象が発生しました。

当該の車掌は、車内改札中に「自分の個室を他人に間違えて使用されてしまったため別の個室を手配してほしい」という旅客の対応を、乗務交代となる熱海駅到着の直前まで行い、その後引継書を作成し交代車掌へ引き継ぎましたが、その際、公金の入った貸与品の札入れを車内に置き忘れたまま降車してしまいました。置き忘れた公金の入った貸与品の札入れは交代した車掌が拾得し、浜松駅で取り卸されました。翌日、当該の車掌は終了点呼後に面談を受け、その前段に助役から「予定がなければ自分で取りに行くことになるかもしれないが大丈夫か」と告げられ、さらに面談においてもそのことを確認されたため「自分で引き取りに行く」と申告し、浜松駅忘れ物承り所まで引き取りに行き、浜松運輸区へ手土産を届け、東京車掌区到着後に助役へ公金を引き渡しました。

この件について、東京車掌区は勤務終了時刻から面談までの時間を労働時間とし、以降浜松駅まで往復の時間を労働時間外としたことから、東京車掌区分会は勤務終了時刻から浜松駅まで往復の時間を労働時間とし、賃金を支払うことを求めました。東京車掌区は「業務指示をしていない」「往復の交通費と手土産代は負担した」「社会通念的に、サラリーマンだから自分で取りに行くのは当たり前」と説明し、面談後の時間を労働時間としない考えを示しましたが、7月30日にこれまでの説明から一転し、浜松駅忘れ物承り所から東京車掌区までの時間を労働時間とすることを本人に通告しました。その理由として「今回は終了点呼を取っており、労働時間が切れているので出先からの時間をつけた」「本人を行かせるのは好ましくなく、止めるべきだった」と分会に説明していますが、この説明に納得感はありません。一部の時間を労働時間とするのではなく、浜松駅まで往復し、助役へ公金を引き渡すまでのすべての時間を労働時間とするべきです。

東京地本は、これまで36協定締結に向けた団体交渉において、労働時間を適正に管理していくために東京支社と議論を重ねてきましたが、今回東京車掌区において発生した事象は、これまでの議論経過を蔑ろにするどころか、労働基準法に反する行為であると言わざるを得ません。また、「サンライズ瀬戸・出雲」の車掌乗務体制についても議論を重ねていますが、私たちが主張してきた問題が、公金の入った貸与品の札入れを置き忘れる要因として表れたと認識します。

したがって、以下のとおり申し入れを行いますので、真摯な回答と議論を要請します。

1. 「サンライズ瀬戸・出雲」の車内に置き忘れた公金の入った貸与品の札入れを浜松駅まで労働時間外に引き取りに行った件に関して、東京車掌区が7月12日に本人が引き取りに行くことを容認した理由と、7月30日に浜松駅忘れ物承り所から東京車掌区までの時間を労働時間とした理由を説明し、この問題の課題と対策を明らかにすること。
2. 浜松駅まで引き取りに行った当該社員の7月12日の労働時間については、勤務終了時刻から浜松駅まで往復し、助役へ公金を引き渡すまでの時間とすること。
3. 貸与品の忘れ物を引き取りに行く場合は、労働時間内の管理者が対応することを基本とすること。
4. 車内に公金の入った貸与品の札入れを置き忘れた要因が車内でのお客さま対応であることから、車掌が車内業務に専念できる体制とするために、「サンライズ瀬戸・出雲」の東京～熱海間下り列車は3人乗務、上り列車は2人乗務とすること。

適切な労働時間管理で安心して働ける職場を構築し
安全で品質の高い列車の提供を実現しよう！